

令和6年度沼津市ソーシャルビジネス起業セミナー開催業務委託 公募仕様書

本仕様書は、「令和6年度沼津市ソーシャルビジネス起業セミナー開催業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

令和6年度沼津市ソーシャルビジネス起業セミナー開催業務委託

2 業務目的・概要

少子高齢化・人口減少の進展に伴い、本市の地域課題・社会課題はますます増加する一方、課題解決の担い手・事業者が不足している。

多様化する地域課題の解決に対しては、行政に加え、多様な住民や事業者が出現し、主体的に活動していく必要がある。

政府は「魅力溢れる新たな地域づくり」としてデジタル田園都市国家構想を掲げ、デジタルの力を活用した「心ゆたかな暮らし」と「持続可能な環境・社会・経済」の実現を目指している。また、社会全体ではSDGs目標達成が求められ、企業等の社会貢献への意識は高まりつつある。

そこで、社会的課題の解決やSDGs等に取組む方々、新たな地域づくりを目指す方々を対象に、持続可能なソーシャルビジネスの事業化に向け、事例や手法を学ぶセミナー・ワークショップ等を開催する。

3 業務内容

次の（1）から（4）に掲げる事項を一体的に行うものとする。

（1）「ソーシャルビジネス起業セミナー」等の開催

ソーシャルビジネスの事例や手法を学び、事業化に必要となる知識等を習得するためのセミナー・ワークショップを開催すること。

ア 開催時期：令和6年9月から令和7年2月までの間

イ 開催回数：5回程度

ウ 開催時間：1回あたり1～2時間程度

エ 募集者数：15人程度（原則、全回参加できる者を対象）

オ 募集対象：
・既存の方法とは異なる視点で地域課題に取り組み、事業化することによって地域課題を解決したいと思っている方

・事業化することで、地域の活性化に寄与することを目指す方 等

カ セミナー内容

- ・ソーシャルビジネスの事例を学び理解を深める講座
- ・ソーシャルビジネスとしての事業化に必要なスキル（企画・組織運営等）を学ぶ講座
- ・多様な価値観を尊重し相互利益を目指すマネジメント講座
- ・本市の「民間まちづくり活動支援事業」や県の「地域創生起業支援金」等の補助金申請に役立つ知識（事業計画書作成等）を習得できる講座
- ・ソーシャルビジネスに取り組む者同士で仲間づくりができる講座・ワークショップ等

（2）参加者の個別相談対応

参加者からの個別相談等があった場合は、助言や支援を行うこと。

（3）アンケート調査の実施

セミナー参加者からの感想、本市での起業に関する意見及びソーシャルビジネス起業支援施

策のニーズ等についての調査を行うこと。

(4) その他

- ア セミナー等実施に必要となる会場、講師、日程、参加者の募集方法、運営人員などを企画すること。
- イ 会場は沼津市内で参加しやすい場所とすること。
- ウ 会場使用費や講師謝礼等、本業務に係る経費は全て受託者が負担すること。
- エ 集客に効果があると思われる募集方法を実施すること。実施に当たっては、対象者別に告知場所や手段を十分検討すること。
- オ 感染症等対策でWEBシステム等を使用する場合、必要な資材・運営費用等は受託者が負担すること。
- カ 上記（1）～（3）の各事業について、進捗状況報告及び委託業務終了後に報告書の提出を速やかに行うこと。
- キ 上記（1）～（3）の業務を円滑かつ効果的に実施するための組織・仕組みを構築すること。

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

5 実施体制

- （1） 受託者は、本事業が円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- （2） 本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、ソーシャルビジネスに関する知識の習得等、業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- （3） 受託者は、本事業を遂行するに必要な資材等を予算の範囲内で調達すること。
- （4） 受託者は、委託者及び関係者とのセミナー開催前後に打合せ会を設定する等、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- （5） 受託者は、参加者の個人情報等、本業務に係る情報等の機密情報について、盜難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

6 成果品等

委託契約期間終了後すみやかに本業務完了報告書を提出すること。紙媒体1部及びデータ一式を提出すること。

報告書の内容：セミナー等の内容をまとめた報告書、写真、参加者名簿、アンケート結果、
参加者募集資料（チラシ等）、その他関係資料

※オンラインセミナーの場合は、セミナー時の様子を録画したデータを提出すること。

7 業務実施上の注意点

(1) 委託業務の再委託

専門的な知識や技術を要する業務（講座講師、コーディネート）等の第三者への委託は可能とするが、管理運営に関する包括的第三者へ委託することは不可とする。

(2) 業務遂行上のトラブル

業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。

8 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、全て委託者と受託者の協議の上、これを解決するものとする。